

○呉市総合ケアセンターさざなみ条例

平成17年3月18日条例第32号

改正

平成18年3月30日条例第19号
平成21年12月25日条例第36号
平成25年3月14日条例第13号
平成28年12月26日条例第66号

呉市総合ケアセンターさざなみ条例

（目的及び設置）

第1条 高齢者の自立を支援し、もって市民の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、次の施設を設置する。

名称	位置
呉市総合ケアセンターさざなみ	呉市音戸町高須3丁目7番15号

（事業）

第2条 呉市総合ケアセンターさざなみ（以下「さざなみ」という。）は、前条に規定する目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- （1）介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第28項に規定する介護保健施設サービス
- （2）法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション
- （3）法第8条第10項に規定する短期入所療養介護
- （4）法第8条の2第6項に規定する介護予防通所リハビリテーション
- （5）法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護
- （6）次に掲げる事業その他の市長が特に必要と認める事業
 - ア 法第8条第4項に規定する訪問看護
 - イ 法第8条第24項に規定する居宅介護支援事業
 - ウ 法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護

（指定管理者による管理）

第2条の2 市長は、第1条に規定する目的を効果的に達成するために必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）にさざなみの管理を行わせることができる。

（指定管理者に行わせる業務）

第2条の3 市長が指定管理者に行わせる業務は、次のとおりとする。

- （1）さざなみの施設の維持及び管理に関する業務
 - （2）第2条各号に掲げる事業に関する業務
 - （3）さざなみの使用の許可に関する業務
 - （4）前3号に掲げる業務に付随する業務
- （指定管理者が行う管理の基準）

第2条の4 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従いさざなみの管理を行わなければならない。

（使用の許可）

第3条 さざなみを使用しようとする者は、市長（さざなみの管理を指定管理者に行わせる場合は指定管理者。第6条、第9条及び第10条において同じ。）の許可を受けなければならない。

（使用権の譲渡等の制限）

第4条 前条の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、その権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

（使用料）

第5条 使用者は、当該使用に係る使用料（以下「使用料」という。）を市長に納付しなければならない。ただし、指定管理者にさざなみの管理を行わせる場合は、この限りでない。

2 使用料の額は、法第41条第4項又は第42条第3項、第48条第2項又は第49条第2項及び第53条第2項又は第54条第3項の規定により算定した額その他法令等に定める基準によるものとする。

3 食事の提供並びに滞在及び居住に要する費用その他の日常生活に要する費用は、使用者の負担とし、当該費用に相当するものとして徴収する使用料の額は、前項の規定にかかわらず、規則で定める。

（利用料金）

第5条の2 使用者は、前条第1項ただし書に規定する場合は、さざなみの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金の額は、前条第2項及び第3項の規定による使用料の額と同額とする。

3 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

（使用料又は利用料金の減免）

- 第5条の3 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。ただし、指定管理者にさざなみの管理を行わせる場合は、この限りでない。
- 2 指定管理者は、前項ただし書に規定する場合は、市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。
(使用料又は利用料金の返還)
- 第6条 既納の使用料又は利用料金は、返還しない。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、使用料又は利用料金の全部又は一部を返還することができる。
(手数料)
- 第7条 市長は、診断書その他の文書の交付に当たり、当該交付に係る手数料(以下「手数料」という。)を徴する。
- 2 手数料の額は、1通につき5,000円を超えない範囲内において規則で定める額とする。
- 3 手数料については、前項の規定により規則で定める額に消費税額及び地方消費税額の合計額(その合計額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)に相当する額を加えて得た額を当該手数料の額として徴収する。
(手数料の減免)
- 第8条 市長は、特別な理由があると認めるときは、手数料を減免することができる。
(使用の許可の制限)
- 第9条 市長は、さざなみを使用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用を拒否することができる。
- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) さざなみの施設、設備等(以下「施設等」という。)を滅失し、又は損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) 管理上支障があると認められるとき。
- (4) その他市長が不適当な使用と認めるとき。
- (使用の許可の取消し等)
- 第10条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、又は当該使用を中止させることができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市又は指定管理者は、その責めを負わない。
- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 前条各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 市長の指示に従わず、又は許可された目的以外に使用したとき。
(損害賠償)
- 第11条 使用者は、施設等を滅失し、又は損傷した場合は、不可抗力によるものを除き、その損害を賠償しなければならない。
(委任)
- 第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
- 付 則
- この条例は、平成17年3月20日から施行する。
- 付 則(平成18年3月30日条例第19号)
- この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- 付 則(平成21年12月25日条例第36号)
- この条例は、公布の日から施行する。
- 付 則(平成25年3月14日条例第13号)
- この条例は、公布の日から施行する。
- 付 則(平成28年12月26日条例第66号)
- この条例は、公布の日から施行する。
-